

第7章
法的清算
民事再生・破産

The Turn-around Method

Ver 2.0



第7章目次

1-1. 民事再生法について	2
D I Pファイナンスには2つのパターンがあります。	
金融機関がD I Pファイナンスを検討する際の視点	
1-2. 民事再生法の特徴について	6
民事再生の問題点	
民事再生を失敗したらどうなる？	
民事再生の申立をしたら経営者の自宅はどうなる？	
民事再生を少しでも考えたことがある方へ	
2. 個人版民事再生について	11
どこまで借金は圧縮されるか	
最低弁済額の基準が適用されないこと	
自己破産と個人版民事再生の違い	
住宅ローン特例	
3-1. 自己破産について	15
自己破産とはどんなものなのか？	
同時廃止事件と破産管財人事件	
破産宣告から免責まで	
免責（復権）について	
その他の債務整理について	
3-2. 自己破産手続きに必要な書類と、自己破産手続きの流れ	23
申立書類の作成	
自己破産の申立の流れ	
破産する際に気を付けなければならない事	
高額な破産手続き費用を提示された際はよく考えて下さい。	
破産費用を抑えたい場合は法テラスに行った方が良い	
法人の破産費用でよくある問題	

1-1. 民事再生法について

民事再生法は、「倒産事件の公平かつ迅速な処理が要請されている状況等に鑑み、経済的に窮境にある債務者について、その事業または経済生活の再生を合理的かつ機能的に図るため、和議法に代えて《**再建型倒産処理手続き基本法**》として立法されました(民事再生法提案理由)。平成12年(2000年)4月1日に施行され、施行後、約17年が経過しています。

民事再生法は施行当初、「倒産事件の公平かつ迅速な処理」という社会的な要請に対して、裁判所の適切な運用もあり、当初の予想以上に利用されました。ところが、施行当初は使い勝手の悪さが目立ってしまい、民事再生法の適用が裁判所で認められても、その後の資金繰りの悪化で結局倒産してしまうケースが後を立ちませんでした。

しかし、ここ数年のうちに様々な再生スキームが開発され、効果的な手法が数多く編み出されてきました。あらかじめスポンサーを探しておいてプレパッケージ型(※1)にするとか、金融機関には債権を放棄してもらえようけれど民間の債権は保証する、あるいはABL(【第5章】参照)やDIPファイナンス(※2)を使って運転資金を確保する方法も使えるようになり、再生スキーム選択の幅がいきなり広がりました。

(※1) プレパッケージ型

民事再生法を申請して裁判所に認められた場合、経営再建のために債権者に対し、債権の大幅カットが要請されます。債権が大幅にカットされ、債務超過状態が解消されれば、一見事業は好調に回りそうに思えますが、実際の商売を考えると、話はそんなに簡単ではありません。

申請企業からしたら金融機関の債務圧縮を図れますから、債務負担が減り、財務内容が改善される事になりますが、民事再生を申請すると、取引先の債権までカットされてしまうのです。

民事再生を申し立てた側である債務者からしたらメリットはありますが、債権者は何のメリットもありません。これは、逆の立場で考えれば分かると思います。債権カットされた取引先は、この先また取引を続けていこうと考えるのでしょうか。二度と取引したくないと考えるのが妥当だと思います。

過去に納品した在庫を回収されたり、今後の取引を打ち切られてしまいます。という事は、民事再生法が適用されて負債がなくなっても、利益を生み出す源泉である商品を納入する

事ができなくなってしまうから、事実上倒産してしまいます。

このような事態を回避するため、民事再生法を申請する前にあらかじめスポンサーを探しておき、取引業者の債権はスポンサーが保全するという方法があります。このような方法を「プレパッケージ型」と呼びます。

（※2）DIPファイナンス

DIPファイナンスはスポンサーが決まってもしばらく運転資金を工面できないケースなど、繋ぎ資金が必要な場合に有効な融資形態をいいます。

DIPファイナンスはアメリカでは一般的な手法です。DIPファイナンスはもともとアメリカ連邦倒産法の第11章（チャプター・イレブン）にいうDIP（Debtor In Possession 占有を継続する再建途上の債務者）に対する融資をいいますが、日本では、一般に民事再生法や会社更生法等の法的倒産手続に加え、私的整理をも含めて再建途上にある企業に対する融資一般を指すものとして使われます。

DIPファイナンスには2つのパターンがあります。

一つは、申し立てた民事再生法が認可されるまでの期間における運転資金の融資であるアーリーステージのDIPファイナンス。そしてもう一つは再生計画後の資金の融資であるレイターステージのDIPファイナンスと2パターンあります。

■ 1. アーリーステージのDIPファイナンス

民事再生法等を申し立てた企業が、申立直後から計画認可までの期間において、運転資金を調達できずに、事業の継続が困難な場合に、事業の価値を維持させる一時的な運転資金融資がアーリーステージです。金融機関は「アーリーステージ」において、迅速な対応と保全を重視します。キャッシュフロー重視での審査は非常に難しいため、換金性の高い担保提供が無いと、ファイナンスが実行できないという課題が残ります。

■ 2. レイターステージのDIPファイナンス

- 再建計画実施に必要となるリストラ資金融資
- 再生計画実施中の別除権の買い取り、設備投資に向けた中長期融資
- 再生債権等をリファイナンスし、法的整理プロセスを早期に終結させるための融資（Exit Finance）

レイターステージでは、その時点では再建計画が認可されているので、再建計画の実現性、つまりCFによる与信の回収確実性を審査する事になります。

金融機関がD I Pファイナンスを検討する際の視点

金融機関がD I Pファイナンスを検討する際、次の5つの視点で債務者企業の事業を見極め、融資するかしないかを検討材料とします。

1. 経済合理性

たとえ倒産企業であっても、事業部門の中に収益性の優れた部門があれば、その黒字部門には事業価値が認められる。一方、そもそも赤字解消の見込みがない事業については再生すべき価値は見込めない。

2. 地域経済への影響

この企業の倒産により、多くの失業者が発生するほか、他社にも連鎖するなど、地域に必要な事業であるか。

3. 高い再建可能性

株主責任、経営者責任を明らかにした上で、利害関係者の理解が得られ、かつ経済的にも実現性の高い再建計画の策定が見込まれること。

4. 償還確実性の確保

確実な担保を徴求するとともに、D I Pファイナンスが裁判所の許可等を受けた共益債権となること。

5. 利害関係者の意向確認

監督委員の了解など透明な手続きを前提とし、本融資を利害関係者に周知すること。

■ 日本政策投資銀行がD I Pファイナンスを検討する際のポイント

日本政策投資銀行（以下「DB J」）、は、D I Pファイナンスを引き受けるかどうか検討する際、以下のポイントを示しています。 参考にしてください。

1. 申立代理人弁護士を通したご相談であること
2. 審査期間（1カ月程度以上）を見込んだご相談であること
3. 監督委員、利害関係者の合意が得られる合理的な再建計画策定の見通しにあること
4. 株主責任、経営責任を明確にできる見通しにあること
5. 担保（受取手形など）が確保できること
6. DB JのD I Pファイナンスは、利害関係者が納得できる透明な手続きのもと、DB J審査においても外部有識者（弁護士、公認会計士）の意見を伺いつつ進めますので、早め

のご相談下さい。また、申立前からご相談に応じることも可能です(必要があればアレンジャー、フィナンシャルアドバイザーとの守秘義務契約も可能です)。融資期間につきましては、計画認可を一つの目安と考え、通常は1年程度です。適用金利につきましては、市場との調和を図り、リスクに見合った金利を適用するという考えのもと、一般にD B Jの通常企業に対する融資よりも割高となります。

1-2. 民事再生法の特徴について

民事再生法の特徴は次のとおりです

■ 経営破綻の前に申し立てが可能

従来の倒産法では、不渡りを2回出すまでは裁判所に対して倒産処理の申請ができませんでした。つまり、通常の会社の債務を連帯保証している経営者は、借金地獄に落ちてからでなければ倒産処理ができなかったこととなります。このことが、経営者を自殺や再起不能に追い詰めている元凶でした。

しかし、この法律ができたことで、「破産の恐れがある場合」や「債務の弁済をすると事業継続に著しし支障をきたす場合」でも申し立てができるようになりました。つまり、経営者は私財をなげうつ必要なしに、敗者復活戦に挑めるようになったのです。

■ 経営陣の続投も可能に

従来の会社更生法では、経営陣は総退任が原則でした。それだけでなく、道義的に私財をなげうつことも常識的でした。これでは経営者の敗者復活がありえませんが、経営者の才覚で経営が仕切られている中小企業の実態を考えれば、事実上会社も倒れるしかなかったのです。

それに対して民事再生法では、次の3つの方法から選択できます。

1. 経営陣続投方
2. 裁判所が選定した監督委員を置く後見型
3. 管財人を置く管理型

中小企業では、経営者は最大の営業マンであり、技術開発者であり、企業のブランドであるケースがほとんどです。経営の立て直しを考えれば、経営陣続投型の方が良いに決まっています。最近では債務を買い取る再生ファンドも多数誕生していますので、金融機関や取引先との債務処理が片付けば、比較的高い確率で再起が可能になりました。

■ 担保権の実行制限ができる

債権者が担保権の行使を主張してきた場合、競売手続き中止命令や担保権消滅請求といった手を使うことができます。この法律の目的はあくまで当該企業の再生です。一人の債権者だけの主張が認められることはありません。

ただし、不動産賃貸業の場合には、所有する不動産を守りきる術がありません、この法律は使えないと思ってください。

■ 元本の大幅カットも可能に

倒産ではないといっても一種の倒産手続きなので、債権の大幅カットも可能です。また、金融機関の債権だけをカットするといったような手段も取れます。複合技が可能です。

■ 申し立てには予納金が必要

民事再生を利用するには、負債総額に応じた予納金を納めなければなりません。予納金はほとんど監督委員などの報酬になるのですが、この金額がネックとなって民事再生法を使えないケースも多く出ています

民事再生予納金	
負債総額	予納金
5000万円未満	200万円
5000万円～1億円未満	300万円
1億円～10億円未満	500万円
10億円～50億円未満	600万円
50億円～100億円未満	700万円～800万円
100億円～250億円未満	900万円～1000万円
250億円～500億円未満	1000万円～1100万円
500億円～1000億円未満	1200万円～1300万円
1000億円以上	1300万円以上

民事再生の問題点

民事再生を申請した事が、取引先の企業に知られてしまうと販売力の低下、仕入れ条件の悪化を招いてしまうケースがとて多く見られます。ここでは、民事再生の問題点について説明していきます。

■ 販売力の低下

そもそも民事再生を申請した会社は、何時どうなってしまうのか検討もつきません。そのような相手から商品を仕入れると言うことは、その企業にとってもリスクを内包してしまふことになってしまいます。例えば、従来と同じ品質の商品を納品してもらえるのか、そしてそれは今後も安定して供給してくれるのか、何時供給がストップしてもおかしく無いと思われてしまいます。

ただ、その会社でしか購入することができない商品(特許等を取得した珍しい製品)であれば、あまり問題視されないと思いますが、類似商品がたくさん出回ってれば、通常、「別の会社から商品を仕入れよう」と思われてしまいます。このように思われてしまったら、従来よりも買い手の価格交渉力が強くなってしまい、販売単価が落ち込んでしまうケースが出てきます。

■ 仕入れ条件の悪化

民事再生を申し立てることによるデメリットとして、仕入れ条件の悪化があげられます。取引先に民事再生を申し立てた事を知られてしまうと、今まで掛けで購入していた原材料の仕入れを、現金決済の要求をされるケースが出てきます

現金は厳しいからと、買掛けによる仕入れを続けるように交渉すると、ほとんどの場合、仕入れ価格が上がってしまいます。逆の立場で考えてみてください。信用の無い会社と取引したいと思いませんか？付き合いが長かったり、仲が良く無いと、取引したくないと答える人が多いはずです。

販売先減少による売上減、仕入れ条件の悪化による原価率上昇というダブルパンチの結果、収益力が以前よりもさらに低下してしまうケースが多いです。当然、収益力が落ち込んでしまえば、直ちにキャッシュフローを直撃してしまいます。その結果、最終的に倒産してしまったというケースが山のようにあるのです

そういう事態にならないように、あらかじめスポンサーをつけておくとか、一般債権者だけは守るなどの手法を使うことが大切です。このように民事再生法を使う場合には時間勝負となります。この法律だけでなく、複合技で再起を勝ち取らなければなりません。

民事再生を失敗したらどうなる？

民事再生の開始決定がでた後は、撤回することができません。いったん開始決定が出てしまったら、成功するか or 失敗して破産するか、という2択しかありません。開始決定が出た後に民事再生を止める場合は、手続廃止の申立を行います。しかし手続廃止の申立をしまうと破産手続に移行してしまいます。

民事再生を申し立てて、無事再生できればそれに越したことはありません。しかし、再生中に資金ショートしてしまったり、再生計画が認可されなければ、再生手続は強制的に破産手続に移行します。

ただし、再生計画が認可決定され、3年間の監督期間が過ぎた後であれば、例えその時点で再生債権の支払が残っていたとしても、再び民事再生を申し立てることもできます。
(現実にそのような事例もあります。)

民事再生の申立をしたら経営者の自宅はどうなる？

■ 経営者が債務保証をしていない場合

経営者が会社の債務に対して連帯保証していない場合、また、自宅に抵当権をつけていない場合は、基本的に経営者の自宅を競売に掛けられてしまうことはありません。しかし、このようなケースは稀だと思います。

■ 経営者が債務保証をしている場合

経営者が会社の債務に対して連帯保証している場合、経営者に保証債務の請求が来てしまいます。請求が来てしまったら、連帯保証しているわけですから、会社に代わり、会社の債務を返済しなければなりません。

しかし、任意売却が可能ですから、セール&リースバックや身内に買い取ってもらい住み続ける事が可能です。協力が現れなければ、通常の競売と同じプロセスにて売却処分されます(【第3章5-1】参照)

民事再生を少しでも考えたことがある方へ

民事再生は、正直な話、弁護士資格があれば誰でも手続きができます。従って、一度でも手続きしたことがある弁護士からすると、申立て後にその企業がどうなるかが、「民事再生の案件にかかわった事がある」という事を堂々と言えることとなります。

■ トータルコーディネイトができる弁護士に頼まないと、確実に失敗します。

ここまで、制度概要を読んで頂ければ、恐らく「簡単には進まなそうだ」という事が何となく頭をよぎったのではないかと思います。その感覚は正しいです。事前取引先やファイナンスの根回しができないような弁護士に依頼しても、民事再生を成功させる事は困難です。

民事再生の失敗とは、破産を意味します。再生計画が認められなければ破産に移行しますから、その時点でアウトなのです。申立て後に資金ショートすると、それもアウトです。

ですから、「民事再生手続きは格安で手続きできます」というような看板を出している弁

護士事務所に依頼するのは非常に危険なわけではあります。危険どころか完全にアウトです。手続き申請から始まり、再生計画策定、金融債権者との調整、取引先への根回し、ファイナンスのアレンジ等々、これだけの業務量を考えると、安値で引き受ける訳がありません。

大手弁護士事務所を退職し、ボランティアで引き受けてくれる。という弁護士であれば、理解できなくもないですが、通常の弁護士事務所がそんな大掛かりな案件を格安で引き受けるメリットはどこにもありません。

こうした実務上の事を考慮すると、「格安でできる。」というのはいり得ない事なのです。こうした事務所は恐らく、「申請の手続きはやります。その他の事は一切関与しません」というスタンスだと思いますので、安さをうたっている法律事務所には気を付けて下さい。

2. 個人版民事再生について

個人版民事再生とは、平成13年の4月からスタートした新しい債務整理の方法です。自己破産はどうしても避けたいけれど、借金の元本すべてを支払っていく任意整理を行うだけの経済的な余裕がない場合などに非常に有効な方法だといえます。

個人版民事再生手続きには、小規模個人再生と給与所得者等再生という2つの分類があり、自営業者は前者をサラリーマンはどちらか有利なほうを選択することができます。（この商材の購入してくれた方は自営業者だと思いますので、給与所得者等再生の説明は割愛します）

個人版民事再生の特徴を簡単に言うと、家などの財産を手放すことなく、借金の一部を免除してもらい、残債を3年（最長5年）で分割して返すことができる制度です。

それでは、実際にどのような人が個人版民事再生の適用を受けることができるかという、

- 小規模個人再生を申し立てする人が個人であること。
- 住宅ローン以外の借金が5000万円以下であること、
- 将来において反復継続した収入を得る見込みがあること

という3つの要件を満たす必要があります。

住宅ローンが免除されるということは無いですが、一定の条件を満たしていれば「住宅ローン特例」（住宅ローンが残っている自宅を競売にかけられなくて済む）が使用できますので、家を手放すことなく負債を整理できます。収入や借金の状態は人によって違いますので一度専門家に相談された方がよろしいかと思います。きちんと支払いを続けていけば、連帯保証人に請求がいくこともありません。

■ 以下のお悩みがある方にはお勧めの制度です

- ✓ 借入先が多く任意整理では月々の返済金が多すぎる。
- ✓ 破産しないで解決したい。
- ✓ 住宅ローンが残っている自宅を手放さずに解決したい。
- ✓ 収入は安定しているが、返済すると生活費が残らない。
- ✓ 破産をすると、今の仕事が続けられない！

借金の悩みで財産を手放したくないということは、誰でも思うことです。あなたにとって

最善の方法が何かを知ることが重要です。

※小規模個人再生の場合は債権者の半数（金額もしくは件数）から同意しない旨の表示を出されると却下されることがあるので注意が必要です。

どこまで借金は圧縮されるか

個人版民事再生の手続きにおいては、業者との取引を利息制限法で引き直し計算をしたあと、借金を圧縮してもらうことができます。言葉で説明するとややこしいので、具体例を見てみましょう。

Aさんは、8社から合計460万円の借金をしており、今回、個人版民事再生の手続きを行うことになりました。まず、8社との取引を利息制限法で引き直し計算して、余分にとられていた利息分を元本に充当し直すと、総負債額は330万円まで減りました。

個人版民事再生では、この330万円からさらに一定の金額まで、負債が圧縮されることとなります。

■ どこまで圧縮されるかの基準

一定の額とはいったいどれぐらいなのか。個人版民事再生の手続きにおいて負債がどこまで圧縮されるかは、「最低弁済額」という基準により決まることとなります。最低弁済額は、負債総額によって、以下のとおり定められています。

負債総額	最低弁済額
100万円未満	負債総額そのまま
100万円～500万円未満	100万円
500万円～1500万円未満	負債総額の5分の1
1500万円～3000万円未満	300万円
3000万円～5000万円未満	負債総額の10分の1

最低弁済額の基準が適用されないこと

ただし、個人版民事再生の手続きにおいて支払うべき金額が、必ず上記の最低弁済額どおりになるわけではありません。なぜかと言いますと、個人版民事再生は、財産や収入が少なく毎月返済が厳しい人のために、借金を減額してその人の経済的な再生を図ろうという制度です。ですから預貯金などの財産があって、経済的にゆとりがある人にまで、借金を必要以上に圧縮する必要は無いと考えられています。

先程の例でみますと、利息制限法で引き直し計算をした後の負債残高が330万円で、最低弁済額の基準に当てはめると、負債は100万円まで圧縮されることになります。しかしAさんが貯金や自動車など総額210万円の財産を持っているような場合、負債は100万円まで圧縮されることはなく、財産の総額である210万円を今後支払っていくことになります。

ここで注意して頂きたいのは、保有している210万円の財産を全て処分し、すぐに払わないとダメという意味ではないということです。個人版民事再生の手続きが終わった後、財産は今までどおり持ち続けながら、自分の毎月の収入で3年間かけて210万円を支払っていけば良い。ということなのです。

要点をまとめると、個人版民事再生の手続きによって、今後支払うべき金額は、「最低弁済額」と「所有している財産の総額」のどちらか多い金額の方になるというわけです。

自己破産と個人版民事再生の違い

自己破産と個人版民事再生の違いは、自己破産であれば全ての負債が免除されるのに対し、個人版民事再生の場合は前述のとおり全額免除ではなく、既存の負債を一定のルールに基づいて圧縮してもらい、圧縮された負債を原則3年間で支払っていく、という点が最も大きな違いとなります。

負債をすべて免除するか、一部を免除してもらい圧縮された負債を払っていくか。この選択肢だけを見ると、自己破産の方がメリットは大きいと思われるかもしれませんが、必ずしもそうとは限りません。

自己破産は全ての負債が免除される代わりに、自分が持っている全ての財産を処分する必要があるため、自己破産を申し立てる人が自宅を持っている場合、その自宅を手放す事を余儀なくされます。

自宅を失うと、家探し、引越し等が必要になりますし、子供がいれば学校の転入などの手間がかかります。なにより、せっかく自宅を手に入れたのに、手放したくないという方も多いかと思われまます。

そこで、自宅やそのほかの財産を残したい人のために、現在の負債を払いやすく圧縮して財産を守れるようにしたのが個人版民事再生手続きなのです。

そのほか相違点としては、借金の原因がギャンブル等の場合は自己破産の場合、免責が不許可とされるケースもあります。この点個人版民事再生手続きの場合はかかるギャンブルで作った借金か否かは不認可の事由とはされていません。（この他にも破産法では浪費や不法行為など様々な免責不許可事由が定められています。）

住宅ローン特例

個人版民事再生手続きを行っても、住宅ローンが免除されることはありませんが、住宅ローンをリスケジュール(返済条件緩和)することは可能です。例えば、20年の住宅ローンを組んでいれば、35年に延長し、ローンを組み直す事も可能です。返済期間が長くなれば、月々の支払い負担が軽くなります。

ただ、前述のとおり住宅ローンの元本が減るわけではありませんから、その点については気をつけなければなりません。

また、あなたの自宅に、住宅ローン以外の抵当権が打たれていたら、この特例は適用されません。自宅の名義があなた以外の第三者の場合も適用されませんので、住宅ローン以外の債権者から抵当を打たれていたら、注意が必要です。

3-1. 自己破産について

自己破産する個人が珍しくなくなってきた昨今、安易に自己破産を考えてしまう中小企業の経営者がとても多くみられます。資金繰りが一向に良くならず、徐々に苦しさが増してくると「自己破産」という言葉が頭に浮かんでくるようです。しかし、どのような状況に置かれていても弊社では「自己破産だけは絶対にしてはいけない」と頑なに言い続けています。

最悪、打つ手がなくなってしまい、どうにもならない時は自己破産をするのが一番なのでしょうが、弊社が自己破産を勧めないのには理由があります。

自己破産してしまえば過剰債務という重圧から解放されることになり、全ての借金問題は簡単に解決されることでしょう。しかし、債務問題から解放されることと引き換えに、全てを失うことになってしまいます。今まであなたが築き上げてきた取引先、信用、育ててきた従業員、不動産、それら全てが無に帰してしまうのです。

■ 自宅を持っていれば、自宅を失います。

自己破産をすると、自宅を失う羽目になります。「自宅」は心の拠り所です、その心の拠り所である自宅を失ってしまうと、よほどバイタリティがない限り、そこから再起するの至難の業です。

■ 新たな収入源を確保しなければなりません

自己破産すると、新たな収入源を確保するために仕事を見つけなければなりません。自己破産後にあなたがお金を稼ぐとしたら、サラリーマンになるか、起業するしか方法はありません。今まで人を使ってきたあなたが、人に使われる立場に入れ替わってしまいます。

働く先が確保でき、また、人に使われても気にしないという事であれば、ひとまず働いた方が良いでしょう、そうでない場合、起業してお金を稼がなければなりません。しかし自己破産して何もない状態から事業を一から作り上げる必要がありますので、それが如何に困難な道のりを辿る事になるのかは、経営者であるあなたが一番理解していると思います。

自己破産して借金を帳消しにするのは簡単です、しかし、失うものがあまりにも多すぎます。このような理由から、弊社では自己破産を勧める事は一切しないのです。

ただ、自己破産するとどうなるのか？という事を知っておくのは必要だと思います。予め「最悪どうなるのか？」という事を知っておけば、不安も和らぐと思います。次のページでは、自己破産について詳しく解説していきたいと思っています。

自己破産とはどんなものなのか？

自己破産とは、原則として破産の決定を受けた時点での自分の財産（生活するのに必要なものを除く）を失う代わりに、全ての負債が免除され、破産宣告以後の収入や新たに得た財産（新得財産という）を負債の弁済に当てることなく、自由に使うことによって経済的な更生を図っていく。という制度になります。

一般の人からしたら、自己破産と聞いただけで人間性までもが否定され、満足な社会生活ができなくなるのでは？等と考えてしまう人もいるかもしれません。しかし、実際そのようなことは全くなく、自己破産は多重債務で苦しんでいる人を救済し、再び立ち直るチャンスを与えるために国が作った制度です。また、平成17年1月1日施行の新破産法により自己破産制度は今まで以上に利用しやすくなりました。

さて、多重債務に陥り自己破産を考えている方にとって一番知りたいことは、自己破産をすることによって、今後生きていく上でどのようなデメリットがあるか、ということではないでしょうか？細かいことは後述しますが、自分から「自己破産しました」とでも言わない限り、第三者に知られる事はありません。免責さえ受けてしまえば、借金は全て帳消しになるのです。免債後のデメリットは、7年間ローンやクレジットの利用ができなくなるくらいです。

■ 自己破産の要件（支払い不能の状況について）

自己破産を申し立てるには、自己破産をするための要件を満たしている必要があります。自己破産をするための要件とは、借金をどうしても返せない状態（支払い不能の状態）であると裁判所が判断した場合になります。支払不能の状態とは、申立人の借金の額や収入を考慮して、裁判所が「これ以上、返済していくことは不可能である」と判断した状態ということになります。

例えば、申立人の借金が100万円で、収入が手取り30万円の場合、常識的に考えて、返済可能ですから、「支払不能の状態ではない」と判断され、自己破産はできないことになります。逆に申立人の借金が500万円あり、収入が手取り10万円の場合、どう考えても返済していく事などできませんから、支払不能の状態だと判断され自己破産できるということになります。

平均的な収入の会社員の場合だと、支払不能の状態かどうかの分岐点は借金の総額が200万円を超えるくらいになると思われます。（もちろん、扶養家族が多い場合や生活保護を受けている場合等は、事情を考慮した上で判断されます）申立人の収入が多く、支払い能力がある場合は400万円以上でも破産宣告がなされない場合があります。

なお、自己破産の制度は普通に働いているのに返済できない状況を前提にしているため、無職であっても、そんなに大幅に自己破産できるかどうかの分岐点が変わるものではありません。

普通に働いている（働ける）状態で、なおかつ特別な事情がないケースで自己破産を申し立てた場合、負債総額が200万円に満たないと申立人が支払い不能の状態にない（まだ支払い能力がある）と判断されて自己破産の申し立ては受理されない可能性があります。自己破産が受理されない場合の債務整理は他の方法を検討することになります。

■ 自己破産を申し立てる場合の問題点

自己破産は一部の負債を除いての手続きはできませんので、住宅ローンや保証人が付いている負債を除いて自己破産の申し立てはできません。住宅ローンがある場合に自己破産の申し立てをすれば家は競売による換価処分されますので、住宅ローンを支払い続けながら負債を整理したい場合には個人版民事再生を検討することになります（【本章2項】参照）。

また、保証人が付いている負債がある場合、債務者が自己破産した場合は保証人に対し請求がいくこととなります。なお、所有している財産（不動産、自動車、有価証券、生命保険など）は原則としてすべて処分の対象になってしまいますので、どうしても手放したくない財産がある場合や、自己破産をしてしまうと業務停止になってしまう資格で仕事をされている場合には、他の方法（特定調停、任意整理など）を選択しなければなりません。

この他、ギャンブルや浪費によって借金を作ってしまった場合、免責が受けられない可能性がありますので、事情をきちんと専門家に相談し、自己破産以外の債務整理方法を（特定調停、任意整理、民事再生）視野に入れ、選択する必要があります。

■ 債権者からの取り立てについて

借金を返済することが困難になってきた段階で、債務者にとって1番辛いことは債権者からの取り立て行為ではないでしょうか。

自己破産を申し立てるまでの間は、債権者は債務者に対する電話による取り立て、債務者本人の自宅への訪問による取り立ては可能ですが、自己破産を申し立ててしまえば、債務者に対する全ての取り立て行為は禁止されますので、債権者からの連絡がピタリと止みます。

ちなみに、司法書士または弁護士に依頼した場合、債権者は債務者に対して直接取り立てができなくなります。依頼を受けた司法書士または弁護士は事件を受任した旨の通知（受任通知）を全ての債権者に送ることになり、各債権者がその通知を受け取った時点から債務者

は債権者からの取り立てを受けることもありません。

同時廃止事件と破産管財人事件

破産申し立て時にめぼしい財産がないケース（同時廃止事件）とめぼしい財産があるケース（破産管財人事件）について解説していきます。

起業して間もなく、会社の資産と呼べるものが何一つなければ、同時廃止事件の扱いになりますが、車などの動産、事業資産（遊休土地・事業所・工場）や自宅を持っているような場合、破産管財人事件として取り扱われます。

■ 同時廃止事件と破産管財人事件の違い

自己破産手続きの原則的な流れは、破産決定のあとに破産管財人を選任し、破産者の財産（不動産や自動車など）を換金して債権者に分配する手続きをします。（破産管財人事件）

しかし、破産者にめぼしい財産がなく債権者に分配できないことが申し立ての時点で判っている場合、手続きを省略し、破産の決定と同時に破産手続き（財産を換金して債権者に分配する手続き）を終了する宣言をします。（破産手続きを省略することを法律用語で同時廃止と呼びます。）（同時廃止事件）

ただし、同時廃止がなされても、それだけでは負債が免責になる訳では無いため、免責の申し立てをして免責の決定を受ける必要があります。

■ めぼしい財産があると、破産管財人が財産を管理する

自己破産の申立人に、ある程度の財産がある場合、同時廃止にはならず破産の決定と同時に破産管財人が裁判所より選任されます。破産管財人は裁判所の監督のもと、破産者の財産を管理し、換価処分で現金化し、全ての債権者に対し、債権の額に比例した割合で財産を分配する仕事をします。

この仕事が終わると裁判所が破産終結の決定をして破産手続きは終了して免責の手続きへと移行していくことになります。

なお、同時廃止事件であれば、手続きの期間も短く費用もあまりかかりませんが、破産管財人事件の場合になると、裁判所に納付する予納金が50万円程度かかり、専門家に対する報酬などの手続き費用も高額になります。

破産宣告から免責まで

自己破産の手続きでは、破産の申立書を申立人の住所地を管轄する地方裁判所に提出することになります。申立人からの申し立てがあると裁判所は、破産の決定をするべき原因があるかどうかなどを審理することになり、審理の結果、申立人に支払不能な状態など、破産の条件が備わっていれば、破産の決定がなされることになります。

しかし、破産の決定がしても、それだけでは負債が無くなったということにはなりません。さらに免責の決定を受ける必要があります。免責とは破産の手続き上において返済することができない申立人の債務について、裁判所によってその責任を免除することをいいます。(借金を帳消しにすること)

免責についても破産の決定の時と同じように裁判所で免責不許可事由がないかなどの審理がおこなわれ、審理の結果、免責の決定がなされれば、破産者は負債から解放されることになり、全ての負債は無くなります。

また、ローンやクレジットが利用できなくなることを除き、破産者の受ける不利益からも解放されることになります。なお、免責不許可事由に該当し、免責不許可の決定がなされてしまうと借金および破産者の受ける不利益は残ることになってしまいます。

■ 免責不許可事由とは

破産法の免責制度は止むを得ない事情で多重債務を負い、苦しんでいる人を救うための制度です。そのため、財産を隠して破産の手続きをしたり、裁判所に対して虚偽の書類を提出するなどの破産制度を悪用しようとする人や、ギャンブルやショッピングなどの浪費で借金を作った人、自己破産の申し立て直前に新たな借り入れをしてしまった人、ローンで買った商品を売ってしまった人(クレジットカードのショッピング枠現金化で現金を作ってしまった人がこれに該当します)、破産の申立て手続きを取り消したり、免責が許されなくなります。

破産者のデメリットについて

破産宣告を受けた場合にどのようなデメリットがあるのでしょうか。以下が破産者の受けるデメリットのリストになります。

- 市町村役場の破産者名簿に記載されます。(公的な身分証明を発行するための資料なので一般の人は見ることはできませんし、免責の決定がされれば抹消されます。)
- 官報に掲載される。(一般の新聞とは違って普通の書店には置いてありませんし、普通

の人には縁のないものだと思います。)

- 資格上の制約（破産者になると弁護士、公認会計士、司法書士、税理士などの資格所有者は資格停止となり、業務をすることができません。）（破産者になると宅地建物取引業者や宅地建物取引主任者、不動産業者、建設業者にもなれません。これらはいずれも県知事の免許を要する業者です）（破産者は質屋、古物商、生命保険募集員、損害保険代理店、警備業者と警備員（ガードマン）、風俗営業者とその管理者、証券外務員にもなれません）
- 私法上の資格制限（破産者は後見人、保証人、遺言執行者などになることができません。ただし、親権の行使には影響ありません。もちろん相続の権利にも全く影響ありません）
- ローンやクレジットを利用することができなくなります。

■ なお、破産管財人事件については以下の制約も追加されます。

- 自分の財産を勝手に管理、処分できなくなります。
- 破産管財人や債権者集会の請求により必要な説明をしなければならなくなります。
- 裁判所の許可なしに住所の移転や長期の旅行をすることができなくなります（ただし、届け出て認められないということは殆どありませんから心配は無用です）。
- 裁判所が必要と認める場合には身柄を拘束される場合があります。
- 郵便物は破産管財人に配達され、破産管財人は受け取った郵便物を開封できます。

その他、一般に誤解されている点をリストにしてみました。

- 戸籍謄本・住民票には記載されません。
- 会社は破産を理由に解雇することはできません。（原則として、自分から言わない限り会社に知られることはありません。）
- 選挙権や被選挙権などの公民権は停止されません。
- 医師、看護師、建築士、地方公務員や学校教員などの資格に影響はなく、退職理由にもなりません
- 保証人になっていなければ、家族には支払い義務はありません。
- 最低限生活に必要な家財道具（パソコン、テレビなどを含む）衣服などは差押えされません。なお、平成17年1月1日の改正で処分規定が変更されトータルで99万円以下の財産については処分の対象外になりましたので、財産の総額が99万円以下であれば処分の対象にはならなくなりました。

免責（復権）について

免責不許可事由がなければ免責は決定されます。免責の決定がなされると、税金、損害賠

償債務、養育費等といった、一部の債務の支払い義務を除いて借金の支払い義務が免除されるとともに申し立て以前の状態に戻り、ローンやクレジットなどを利用することができない点を除き、法律的な制限から開放されることとなります。これを復権と呼びます。

■ 免責（復権）の効果が以下のリストになります。

- ✓ 借金が帳消しになります。
- ✓ 市町村役場の破産者名簿から抹消されます。
- ✓ 破産宣告後に得た財産は自由財産とあって、貯金もできるし保険にも入れることができます。
- ✓ 公法上の資格制限から開放されます。弁護士、公認会計士、司法書士、税理士などの資格所有者は業務を再開できます。
- ✓ 私法上の資格制限から開放されます。後見人、保証人、遺言執行者などになることができます
- ✓ 7年ぐらいはローンやクレジットなどが利用できない可能性があります。

ここまでできてしまえば、ローンやクレジットが利用できなくなることを除き申し立て以前の状態に戻るようになります。

その他の債務整理について

自己破産以外の任意整理、特定調停、民事再生といった債務整理の手続きについてわかりやすく説明させていただきます。（民事再生の詳細は【本章1項】参照）

■ 任意整理による債務整理

任意整理は、各債権者に対し返済を続けていくことを前提とした借金解決の方法になります。要は、今よりも月々の返済額が減った場合に、借金の返済を続けていくことが可能な場合に検討すべき方法ということになります。

任意整理の実際の手続きでは、司法書士または弁護士が各債権者との交渉を行い、借金の元金について利息をカットした形で3年程度の期間で返済をするような、新たな和解契約を結んでいき、その契約に基づいて返済を行っていく方法になります。

任意整理の手続きについては消費者金融などの利息が高い債権者に対し長く返済を続けている場合には、月々の返済額を大幅に減らすことができますし、5年以上取引を続けている場合には元金がなくなっている場合や、過払い金が発生している可能性もあります。

■ 特定調停による債務整理

特定調停については、司法書士または弁護士の代わりに裁判所が間に入って調停手続きを進めていくこと以外は内容的に任意整理とほぼ同じになります。分かりやすくいうと裁判所における任意整理と考えればいいでしょう。

特定調停についても、今よりも月々の返済額が減った場合に、借金の返済を続けていくことが可能な場合に検討すべき方法ということになります。

特定調停の実際の手続きでは裁判所が間に入り、各債権者との調停を行い、借金の元金について利息をカットした形で3年程度の期間で返済をするような新たな調書を作成していき、その調停調書に基づいて返済を行っていく方法になります。特定調停の手続きについても消費者金融などの利息が高い債権者に対し長く返済を続けている場合には、月々の返済額を大幅に減らすことができます。

■ 民事再生による債務整理

民事再生も、任意整理、特定調停と同様に返済を続けていくことを前提とした借金解決の方法ですが、借金を大幅に減額（原則5分の1）することができますので、任意整理、特定調停と比較して、月々の返済の負担をかなり軽減できる方法になります。

また、住宅ローンを除いて借金を整理することが可能ですので、マイホームを維持しながら借金の整理を検討している方には1番適した方法ということになります。（詳細は【本章2項】参照）

3-2. 自己破産手続きに必要な書類と、自己破産手続きの流れ

自己破産を心に決めたら、弁護士の元へ相談に行き、着手金を払い、自己破産の申立をするのですが、弁護士に全てを丸投げという訳ではありません。少なからずあなたにもやるべきことがあるのです。

申立には書類が必要です。もちろん、裁判所に提出する書類は弁護士が作成しますが、家計状況、資産目録、債権者一覧、窮境に至った原因などを書いた書類を提出しなければなりません。破産することは最後まで私は進めませんが、最悪、もし万が一の事態が起こってしまったら、選択肢として必要なことなのかもしれません。予め、どのような流れで処理が進むのか知っておけば、気が楽になると思いますので、ここでは自己破産申請の流れをご説明します

申立書類の作成

裁判所に自己破産の申立てをするときに提出する書類は、自己破産申立書、陳述書、家計全体の状況、資産目録、債権者一覧表、疎明書類などがあります。ほとんどの地方裁判所に自己破産の申立書等の書類が置いてありますので、それを取得して利用することが出来ます。裁判所によって書式は異なりますが、内容はほとんど同じです。

- ① 自己破産申立書 には、申立の趣旨等は既に記載されているので、申立人（債務者のこと）の氏名、本籍、住所、生年月日等を記入すれば済むようになっています。
- ② 陳述書は、質問形式になっている部分がほとんどですが、多額の負債を負った経緯を時系列で作文にしなければなりません。この点、陳述書はあまりいい加減に作成しては免責が不許可になることもありますので、注意が必要です。
- ③ 家計全体の状況は、最近2ヶ月の家計を記載するもので、どのような生活をしているか、支払不能状態であるかを検討するものです。
- ④ 資産目録は、申立人自身の資産状況を記載するもので、これもほとんどが質問形式になっているので、該当箇所には漏れなく記載します。
- ⑤ 債権者一覧表は、申立人自身が負っている負債の状況を記載するもので、連帯保証人になっていたり、金融業者以外から借入している場合も記載します。借入先は全て申告しなければいけません。一部の債権者を除外していると免責確定後も債権者から請求を受けてしまう為、債権者に漏れないか再チェックしてください。
- ⑥ 疎明資料 は、戸籍謄本、住民票、申立人および同居人の収入関係の書類、申立人が居住している住居の登記簿謄本または賃貸借契約書、申立人の預金通帳、申立人の財産を証明する書類（生命保険、車両、退職金見込み額証明書、登記簿謄本等）になります。これらの書類は、申立人の生活、資産状況によって提出すべき書類がそれぞれ異なります

自己破産の申立の流れ

自己破産すれば支払わなくて良いとよく聞きますが、実際は、破産手続き開始決定により支払不能とみなされ、免責決定が確定することにより借金の支払い義務がなくなるので、破産手続き開始決定を受けることで借金の返済義務がなくなるものではありません。

一般的に言う自己破産とは、破産と免責の手続きのことを指しているのです。債務者が申立人となり、地方裁判所に自己破産申立書を提出することで、手続きが開始されます。

① 自己破産申立

申立人（債務者）の居住地を管轄する地方裁判所の民事部破産係に申立書類一式を提出します。書類に不備が多いと受理しない裁判所もありますので、申立書類は完璧に近いものを作成した方がいいです。

申立書が受理されると事件番号が記載された受理票を受け取れるので、各債権者に事件番号を通知することで、弁護士や司法書士に依頼することなく申立手続きをした人は、債権者からの請求がなくなります。

② 追完書類の提出

申立書類に不足書類や不明瞭な点があると、裁判所から追加書類の提出を求められることもありますので、その場合は裁判所の指示に従ってください。

③ 破産審問

裁判所が指定した期日に、裁判所に出頭して、裁判官から破産申立書の内容について口頭で質問を受けることになります。

④ 破産手続き開始決定(同時廃止)

「申立人には、申立人の債務（借金）を支払う能力がない」と裁判官が判断すれば、破産手続き開始決定がなされます。破産手続き開始決定がおりると、申立人は破産者になり、官報に公告されます。また、役所が発行する身分証明書に「破産者である」と書かれてしまいます。

※官報とは、国が発行する機関誌のことで、普段目にすることはありません。

※身分証明書とは、申立人の本籍がある役所で発行している書類であり、本人が取得するしか方法がなく、例えば家族であっても取得することはできません。

⑤ 免責審尋

裁判所が指定した期日に、裁判所に出頭し、裁判官から免責申立書の内容について口頭で質問を受けます。

⑥ 異議申立

債権者には、約1ヶ月間の免責異議申立期間が与えられます。これは、債権者が「申立人に免責を与えるのは問題である」と裁判所に申立てるものです。この期間内に、債権者から異議があれば、申立人はその異議に対し反論をします。

異議を申立てる債権者は1社とは限らないし、反論すれば終了するものでもありません。反論に対して反論されることもあるのです。最終的に免責を許可するかを判断するのは裁判官になります。

⑦ 免責決定

裁判官は、自己破産の申立人に免責不許可事由が見当たらなければ、免責を決定します。免責不許可事由があったとしても、裁判官の裁量で免責になる事もあります。免責が許可されなかった場合は、以降10年間は破産者であり続け、債権者から請求を受けることとなります。(殆どの債権者が請求してこないのが現状ですが。) 免責が決定されれば、官報に公告されます。

⑧ 免責決定の確定

免責決定が確定されれば、官報に公告されます。確定した時点で、申立人は負債の支払い義務が無くなり、同時に破産者で無くなります(復権します)。これで、全ての負債は消滅し、まっさらな状態になります。

資産が少額だったり、借入の経緯に問題があった場合、破産審問時に、裁判官が定めた額を債権者に按分に支払うよう裁判官に指導されることがあります。その場合には、資産を換価したり、積み立てし、裁判官が指定した期間内に配当を実施しなければなりません。破産は一切支払いをしないとしましたが、配当があると、その分は支払わなければならないこととなります。

ここまでの、資産がない、または資産が少額であった場合の手続き(同時廃止事件と呼ばれています)の流れになります。では、めぼしい財産があった場合はというと、同時廃止事件(一般的には管財事件と言われています)になります。

同時廃止事件と管財事件の違いは、破産手続き開始決定時に、裁判所が破産管財人を選任し、破産管財人が、破産者(申立人)の財産の調査、管理を行い、それらの財産を換価し、

債権者に配当する手続きをとることで。

破産管財人への費用は、破産者が用意するもので、債務総額や事件の内容によって費用は異なります。破産管財人が破産手続きに関与している間は、破産者宛の郵送物が管財人に届き開封されたり、裁判所の許可がなければ転居したり、長期の旅行をしたり、国外へ行くことができない等の不自由はあります。

破産する際に気を付けなければならない事

破産すると、手元に残すことができる現金が99万円しか無いため、破産申立て前に預金口座から全額引き出したり、定期預金を解約したり、奥さんやお子さんの口座に振り込み、現金を隠そうとする方が散見されますが、正直お勧めできません。なぜなら、破産申し立ての際、銀行口座の2年分の取引履歴を開示する必要があるからです。

そのため、破産する手前で不自然なお金の流れがあると、最悪、免責不許可になる可能性が出てきますので、もし、ある程度多額の現預金を手元にあるような場合は、この点を良く考慮して破産した方が良いです。

■ どうなるかは管財人次第の場合が殆ど

直前にお金を隠したから、免責にはならないと思ひ込む方もいますが、一概にそうとも言い切れません。率直に言って**破産管財人次第**です。

破産管財人にやる気が無い、若しくは適当な緩い方であれば、淡々と手続きが進みますが（若しくは、効率的に事案を処理し、とにかく回転率を上げて儲けようとしている弁護士であれば、あまり突っ込まれません）、そうでない、重箱の隅を突くよう事を生き甲斐としているような弁護士が破産管財人になると最悪です。

金の動きを根掘り葉掘り聞かれ、「免責不許可が相当」等と裁判官に言い出しかねません。実際、破産管財人から嫌がらせを受け、免責不許可になった方もいます。ですから、手元にある程度のお金を持っている方は、この点は十分気を付けて下さい。

高額な破産手続き費用を提示された際はよく考えて下さい。

資金繰りに苦しんでいる方からよく、「弁護士事務所に相談に行ったら破産しかないと言われた。どれぐらい費用が掛かるのか聞いたら、高額な手続き費用を提示され、破産する事もできないと感じた」という話を聞くことが多々あります。

破産費用は事務所によってまちまちですので、費用が用意できないと思ったら、適当に話を切り上げ、他の弁護士事務所に行けば良いだけの事です。事務所の規模によって費用が変わりますので、冷静に、他の事務所に相談すれば良いだけです。

■ 最初に相談に行ったところに飛びつかない

取引先と商談するときは冷静なのに、破産の事になると、冷静さを失い、最初に相談した弁護士に飛びついてしまうケースが散見されますが、これは気を付けるべきです。破産を検討するのであれば、弁護士事務所を何件か回り、(最低3件は相談して下さい。)破産手続き費用の合い見積もりをとり、そのうえで「どこの事務所に依頼するか」という事を考えた方が良いです。

何件かに手続き費用の見積もりをとると分かりますが、手続き費用は事務所の規模等によってばらつきがあります。

破産費用を抑えたい場合は法テラスに行った方が良い

これは、あまり知られていませんが、法テラスの当番弁護士に破産手続きの依頼をすると、概ね20～30万程度で破産手続きを引き受けて貰えます。また、破産費用は一括払いが殆どですが、法テラスの弁護士は分割払いも対応してくれます。ですから、資金的に厳しいような場合は、近くの法律事務所より法テラスに相談した方が早いです。

■ 法テラスには民事法律扶助という制度があります

法律扶助制度とは、自分では弁護士や司法書士の報酬や裁判の費用を支払うことが困難な方のために、公的な資金で援助を行う制度のことです。

- 法律扶助制度を利用するには、資力等について一定の要件を満たす必要があります。
- 原則として、援助を受けた金額について、後日、分割して返還しなければなりません(償還といえます)。
- 事件終了の際には、原則として、弁護士や司法書士に対する報酬金を支払う必要があります(金額は、事件解決により得た利益の額などを考慮して、審査に基づき決定されます)。
- 2006年10月1日以前は、財団法人法律扶助協会が民事法律扶助事業及び刑事法律扶助事業を行っていましたが、2006年10月2日から、民事法律扶助事業は法テラス(日本司法支援センター)に継承されました。

全ての個人資産を会社につぎ込んでしまった方からご相談を頂くと、「破産申し立て費用

も用意できないから、破産する事もできませんよね？」とうなだれた様子で質問される事がありますが、法テラスに相談すると、この補助制度が適用されるケースが殆どなので、分割で対応してくれることが殆どです。

■ 法テラスは個人の借金問題を扱うため、原則、法人は対象外となります。

法テラスに相談に行き、破産手続きをしたいと相談すると、必ずこのような回答をされます。「法テラスは個人の借金問題を扱っていますので、法人は対象外となります。ですから、法人の破産のご相談については、お近くの法律事務所に相談された方が良いかと思えます。」と言われ、やんわり断られます。

しかし、ここで引き下がってはいけません。断られたら、このように主張して下さい。「近くの法律事務所に相談に行ったら、破産手続きに〇百万かかると言われた。そんな資金は用意できない。金がないから法テラスに相談に来た。」と伝えると、渋々ではありますが、引き受けてくれます。その時に、「個人の破産は20～30万円で結構ですが、法人の破産は予納金が必要ですので、そのお金は何とか用意して下さい。」と言われます。

ただ、予納金を用意すると言っても、すぐ用意して欲しいという話ではなく、個人の法人の手続きを始めた際に、弁護士から「予納金はどうしても必要となりますが、ある程度金額を抑える事が可能かどうか、裁判官に相談してみます。とはいえ、免除にはならないので、50万円（概ね40～70万円ぐらいが多い）程度は何とか用意しておいて下さい。」という事を言われるケースが殆どです。

また、予納金も交渉して分割払いを認めてもらえたりしますので、手元資金が厳しい際は、積極的に要望を伝えた方が良いです。黙っていると損するだけです。

法人の破産費用でよくある問題

法人の借入の事で弁護士事務所へ相談に行かれた方から、「手持ち資金のほぼ全額にあたる破産費用を提示された。」という話をよく聞きます。これは、法人の破産手続きの本質を知っておくと、理解できると思います。

■ 法人が破産すると、法人の存在自体消滅します

法人が破産した場合、破産の申し立てをした法人自体が消滅します。という事は、債務者という存在自体が消滅するため、負債も帰属すべき主体がなくなるので全て消滅する事になります。

■ 破産するのに、手続き費用を値切るという行為は全く意味が無い

法人が破産すると、法人が所有している財産を換価処分し、債権者に配当を出した後、最終的に法人は消滅する事になります。ですから、破産申し立て時に弁護士費用を値切っても、値切って会社に金を残すという行為自体、何の意味も無くなる訳です。

最大債権者である金融機関からしたら、弁済額が数十万増えたとなるかもしれませんが、一般債権者等は配当が数千円増えるか増えないか。となる事が殆どです。

そうであれば、手続き費用があるうちに、また、どうせ無くなるのだから、手続き費用として貰った方が良いでしょう。という判断が働くのです（もちろん、そうでない弁護士もたくさんいます。）。

■ 会社にある現金を全て破産手続きに当てましょうというご相談ケース

以前、手形決済資金が用意できず、ジャンプも怖くてできないというご相談者様がいました。顧問弁護士同席で、今後どうするか？という打ち合わせを実施したのですが、私は「取引先にジャンプを申し入れよう」と提案していたのですが、同席した弁護士は「ジャンプは無理だから破産した方が良いでしょう」と、破産の一点張りでした。

同席した役員も「誠意を見せれば、きっとジャンプできる」と、私の提案に賛同していたのですが、当の社長は「ジャンプするなんて怖くて言えない。破産した方が良いでしょう」と、破産する方向で気持ちが揺らいでいました。

具体的な方向が決まらず、打ち合わせも終盤に差し掛かったころ、顧問弁護士は「社長、920万円の受取手形があるので、これを銀行ですぐ割って下さい。割った資金は破産手続き費用にしましょう」と提案していました。

ちなみに、この会社の負債総額は7億5千程程度。となると、予納金の額は300万円です。高めに見積もっても個人と法人を合わせて500万円前後が破産費用となります。しかし、顧問弁護士は「割った手形を全額持ってきなさい」の一点張りでした。

同席していた私は違和感を覚えました。この弁護士が主張している事に間違いは一切ありません。というのも、破産するには費用が必要で、金が無ければ破産の手続きはできません。ご相談者様は良い銘柄の手形を持っているので、資金化は容易です。

それなら、現金に換えられるものがあるうちに現金に換えてしまい、早く手続きしましょう。というのです。そして、「どうせ破産するのだから手形を割った現金を全額持ってきて下さ

い」というのです。

これを読んだあなたは、「会社にある現金を全て持ってこい」という事に違和感を覚えましたか？

でも、弁護士の理論からすると、「法人が破産を申し立てたら、法人自体が消滅するから金を残しても意味が無い。破産費用を値切られる意味も分からない。それなら、金があるうちに手続き費用を確保した方が余程有意義だ」という主張です。この弁護士の主張自体、何の間違ひありません。全て事実なのですから。

間違ひがあるとすれば、それは、「ダメ元でもジャンプのお願いに行かなかった、ご相談者様の判断」と言わざるを得ないのです。

ちなみに、このご相談者様は、私の提案を聞き入れていた役員の方に、さんざん説得され、破産手続きを踏みとどまり、役員と共に取引先に手形ジャンプのお願いに行きました。20年近く取引があったという事もあり、あっさり応諾を頂き、手形事故を回避しました。この方は今でも経営継続されています。

余談ではありますが、破産を薦めてきた顧問弁護士とは20年以上の付き合いがあったようですが、破産騒動をきっかけに、縁を切ったようです。